

## 第1回富山県健康寿命日本一推進会議 次第

日時：平成28年5月25日（水）10時00分～12時00分

場所：パレブラン高志会館2階 嘉月の間

### 1 開 会

会長あいさつ

### 2 議 事

(1) 健康寿命延伸の必要性について 資料1

(東京大学政策ビジョン研究センター 特任助教 古井 祐司)

(2) 富山県民の健康寿命延伸にかかる取組みについて 資料2

(全国健康保険協会富山支部長 松井 泰治)

(3) 健康寿命に関連する本県の各種データと施策について 資料3

(富山県厚生部健康課)

(4) 意見交換

### 3 閉 会

[配布資料]

資料1 健康寿命延伸の必要性について

資料2 富山県民の健康寿命延伸にかかる取組みについて

資料3 健康寿命に関連する本県の各種データと施策について

参考資料 第1回富山県健康寿命日本一推進会議 参考資料

富山県健康寿命日本一推進会議委員

(五十音順)

所属団体名	役職	氏名	備考
富山県	知事	石井 隆一	
富山県立大学	学長	石塚 勝	
富山大学	学長	遠藤 俊郎	
富山県看護協会	会長	大井 きよみ	
富山県婦人会	副会長	岡部 紀子	
富山県労働者福祉事業協会	理事長	尾谷 康弘	
富山県生涯スポーツ協議会	常任理事	片貝 仁子	
富山県経営者協会	会長	金岡 克己	
富山県町村会	会長	金森 勝雄	
富山経済同友会	常任幹事	川本 元充	
富山県中学校長会	会長	齋藤 史朗	
富山県健康増進施設連絡協議会	理事	島田 彰一	
富山県老人クラブ連合会	会長	島田 祐三	
富山県自治会連合会	会長	杉江 幸男	
富山県商工会議所連合会	会長	高木 繁雄	
富山県高等学校長協会	会長	坪池 宏	
富山県商工会連合会女性部連合会	会長	徳永 たつ子	
富山国際大学	学長	中島 恭一	
富山県薬剤師会	会長	西尾 公秀	
富山県立中央病院	院長	野田 八嗣	
富山県リハビリテーション病院	院長	橋本 二美男	
富山県栄養士会	会長	原田 澄子	
富山県国民健康保険団体連合会	副理事長	舟橋 貴之	
富山県医師会	会長	馬瀬 大助	
全国健康保険協会富山支部	支部長	松井 泰治	
富山県小学校長会	会長	宮口 克志	
富山県市長会	会長	森 雅志	
富山県PTA連合会	副会長	藪 道子	
富山県歯科医師会	会長	山崎 安仁	
富山県食生活改善推進連絡協議会	会長	横川 照子	
富山県スポーツ推進委員協議会	会長	横田 安弘	
健康保険組合連合会富山連合会	会長	吉田 明	

32名

富山県健康寿命日本一推進会議特別委員

(五十音順)

所属団体名	役職	氏名	備考
あいち健康の森健康科学総合センター	センター長	津下 一代	
東京大学政策ビジョン研究センター	特任助教	古井 祐司	

2名

## 富山県健康寿命日本一推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 県民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高めるとともに、地域や職場など、個人の健康づくりを支援する関係者の意思統一や連携を強化することにより、県全体で健康づくりに取り組む機運の醸成を図り、健康寿命日本一に向けた取組みを推進するため、富山県健康寿命日本一推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康寿命日本一に向けた取組みの検討に関すること。
- (2) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、委員35名以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、経済団体、医療保険者、医療関係者及び行政の代表者等のうちから知事が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を代理する。

### (役員)

第6条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、富山県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

### (役員職務)

第7条 会長は、会議を進行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (特別委員)

第8条 必要な意見を聴くため、推進会議に、特別委員を置く。

- 2 特別委員は、知事が委嘱する。

### (事務局)

第9条 推進会議の事務局は、富山県厚生部健康課に置く。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。